

国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の  
在り方について

平成 19 年 4 月 9 日

内閣官房

地方公共団体を含む関係機関（消防、警察、自衛隊等）は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に規定する武力攻撃事態等又は緊急対処事態（以下この文書において「事態」という。）においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の定めるところにより、相互に連携して国民保護措置（緊急対処事態にあつては、緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）を実施し、国民の生命、身体及び財産を保護することとされている。こうした活動において複数の関係機関が同一の現場において円滑に連携するためには、現地で活動する各関係機関が互いに活動内容を調整したり、各関係機関が有する情報を共有することが不可欠である。

本文書は、対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部の方針に沿って国民保護措置を実施する関係機関の現場における連絡調整を図るために設置される現地調整所の標準的なモデルを下記のとおり示し、関係機関の的確かつ迅速な対処に資することを目的とする。また、本文書は、事態が認定される前の関係機関による避難誘導、被災者の救助等の活動にも活用されることを念頭に置いている。

本文書における用語の意義は、特段の規定のない限り、事態対処法、国民保護法又は国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の定めるところによる。

## 記

### 第1章 基本方針

国民保護措置を実施する現地関係機関（注1）は、基本指針第1章「4 関係機関相互の連携協力の確保」の規定を踏まえ、相互に緊密な連携を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護するものとする。

注1)「現地関係機関」とは、市町村、都道府県、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。

### 第2章 現地調整所の活動等

#### 第1節 現地調整所の性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものである。

#### 第2節 現地調整所の設置

1 地方公共団体（国民保護措置が実施される区域を管轄する市町村又は都道

府県をいう。以下同じ。)は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場(以下「現地調整所」という。)を迅速に設置するものとする(注2)。

注2)なお、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に地方公共団体以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、地方公共団体は、当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連携が図られるよう、積極的に連絡調整に当たらせることが必要である。

2 現地調整所は、災害(武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を、緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市町村又は都道府県のうち、最も適切に対処し得る団体(注3)により設置されるものとする。

注3)市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等には、都道府県知事が設置することが想定される。

3 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。地方公共団体は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

### 第3節 現地調整所の活動

#### 1 現地調整所の運営

現地調整所の運営(注4)は、原則として現地調整所を設置した地方公共団体の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行う(注5)ものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行うものとする。

注4)「運営」とは、会議の開催等の各現地関係機関の間の連絡調整に係る事務を行うことを意味する。

注5)都道府県知事が現地調整所を設置する場合には、対応の困難性、災害の重大性、市町村の区域を超えた広域的観点等に対応して、円滑な国民保護措置が行われるよう留意する必要がある。

#### 2 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力

(人員、装備等)に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。

確認及び調整を行う活動の例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 消防活動
- ・ 被災者の救援(医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ・ 汚染原因物質の除去又は除染
- ・ 警戒区域の設定、交通の規制
- ・ 応急の復旧
- ・ 広報

### 3 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する情報の例としては、以下のものが考えられる。

#### ア 現地関係機関の活動に関する情報

- ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況(人員数等)
- ・ 現地関係機関の活動状況(作業の進捗状況等)

#### イ 災害に関する情報

- ・ 攻撃による被害の状況(火災の状況等)
- ・ 交通に関する情報(道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等)
- ・ 二次災害の状況(危険性に係る情報を含む)
- ・ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量

#### ウ 住民に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者等の状況
- ・ 住民の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民の安否に関する情報

#### エ 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・ 現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

## 第3章 各対策本部と現地調整所との連携

地方公共団体の対策本部(現地対策本部が設置されている場合には、当該現地

対策本部を含む。以下同じ。)は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を地方公共団体の対策本部に対して報告するものとする。この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。

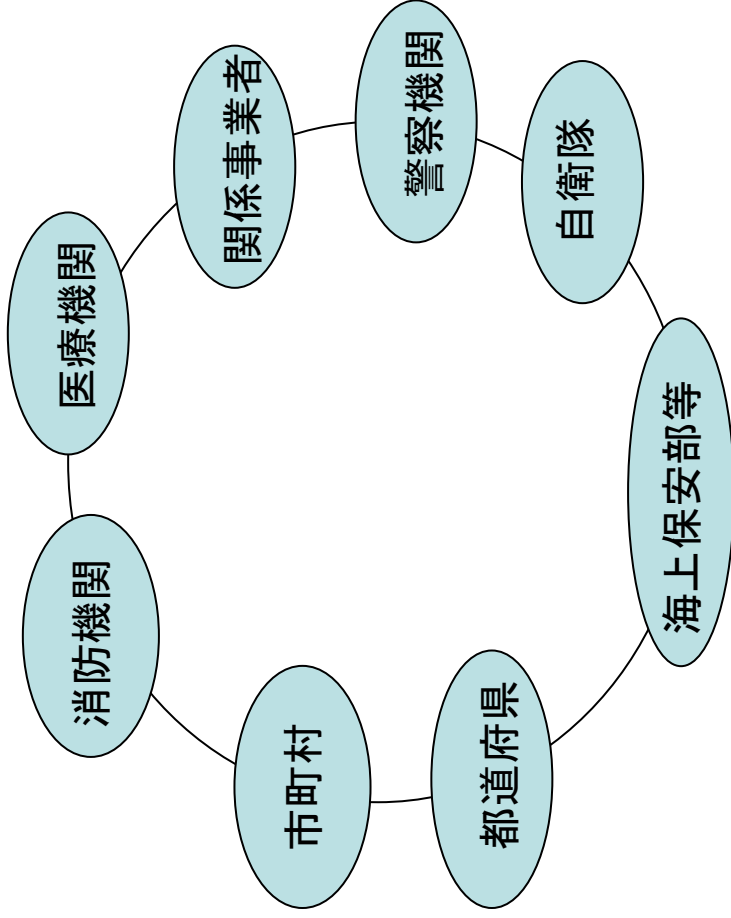
#### 雑則

- 1 このモデルの適用については、特別区は、市とみなす。
- 2 原子力災害並びに核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊兵器による災害への対処における現地関係機関の連携については、他に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

## 現地調整所における「調整」について

- 1 本マニュアルに規定している現地調整所は、国民保護法第28条第8項に規定する地方公共団体が設置する現地対策本部のように国民保護対策本部の事務（地方公共団体の管轄区域内における国民保護措置の総合的な推進に関する事務）の一部を行う行政機関と異なり、関係機関の円滑な連携を図るために設けられる、関係機関の間における情報共有の促進等を行う場である。
- 2 各対策本部長が行う総合調整は、国民保護措置を実施する各機関の役割分担や任務に係る政策的な調整であるのに対し、現地調整所における「調整」は、現地での各機関の作業の進め方について打ち合わせをすることを意味しており、言わば即地的な調整（作業ベースの調整）である。
- 3 現地調整所においては、上記のような活動内容に関する調整のほか、国民保護措置を実施する上で必要となる情報や作業の進捗状況に関する情報の共有が行われる。こうした情報は、市町村又は都道府県の職員を通じて各対策本部にフィードバックされ、各対策本部における政策判断や各対策本部長による総合調整に資することになる。また、各対策本部で決定された事項や調整された内容については、各対策本部員を通じて関係機関に伝わるほか、現地調整所にいる市町村又は都道府県の職員を通じて、迅速に現場に到達することになる。

# 現地調整所



○各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて、避難誘導、消防活動、救援等が効果的に行われるよう調整する。

○現地関係機関の活動に関する情報、災害に関する情報、住民に関する情報、活動の安全を確保するために必要な情報を共有する。

- ・国等から提供された情報の伝達
- ・現地調整所への職員派遣

都道府県・市町村現地対策本部

- ・現地の対応状況の報告
- ・関係機関から入手した情報の報告

都道府県・市町村対策本部